

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律
の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 給付金の非課税等について、対象となる給付金の範囲に新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として都道府県等から給付される給付金を加えるとともに、対象となる金銭の貸付けの範囲を定めること等とする。（第2条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、令和4年4月1日から施行することとする。（附則関係）